

## 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。

第4条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。